

転送転医義務

【質問】

医療事故において、他の医療機関への転医をめぐって紛争が生じることが少なくないと聞きます。

医療機関が転医義務を負うのはどのような場合でしょうか。

【回答】

医師は患者に対し医療水準にかなった医療行為を行う義務があり、自己の人的、物的能力との関係から自らこれを行うことができない時は、これを行うことができる医療機関へ患者を転送する義務があります。

医療法1条の2第1項は、医療の理念として「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われる」と規定し、それをうけて、同法1条の4第1項は「医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うように努めなければならない」とし、同条3項は「医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

つまり、医師ら医療の担い手は、患者の症状に見合った良質かつ適切な医療を提供できるよう努力することが要求されており、みずからの専門外であったり、みずからが所属する医療機関の施設で十分に対応できない場合には、患者の症状に見合った専門医師や施設の整った医療機関に患者を転送しなければならない義務を負うのです。

ただし、転医が必要であるとしてもやみくもに転医先に搬送すればよいというわけ

ではありません。

医療機関は患者を転医させるに際して、より高次の救急医療機関に対して、あらかじめ承諾を得たうえ、適切な時期に、適切な方法で、搬送しなければならない、転医先に対して必要な情報を提供する義務を負うことになります。

もっとも、患者の状態からみて転送可能な距離内に適切な診療を行える医療機関がない場合にまで、医師に転医義務を認めるのは難しく、その転送可能な範囲は、個々の患者の疾病や容態等によって変わってきます。

転医義務の成立要件を整理すると次のとおりです。

- ①患者の疾病が自己の専門外か、その患者を診療する能力がないか十分でないこと、あるいは、患者の疾病に照らして、それを診療するのに人的、物的設備が整っていないか十分でないこと、
- ②患者の疾病に対して、より適切な診断または治療方法が存在し、その疾病がそれに適応状態にあること、
- ③適切な転医先が転送可能な距離内に存在し、さらにその転医先が患者の受入を許諾していて、患者が転医先の医療機関まで安全に搬送できる状況にあること。

転医義務に関する最高裁判例として次のものが参考になります。

顆粒球減少症の副作用を有する薬剤を長期間継続的に投与された患者に薬疹の可能性のある発疹を認めた場合における開業医の責任を認めた事例

【最高判平9・2・25】

この判決は、開業医の転送義務に関する一般論として、「開業医の役割は、風邪などの比較的軽度の病気の治療に当たるとともに、患者に重大な病気の可能性がある場合には高度な医療を施すことのできる診療期間に転医させることにある」と判示しています。

開業医に患者を高度な医療を施すことのできる適切な医療機関へ転送すべき義務があるとされた事例

【最高判平15・11・11】

この症例の経過は、医師Yが内科・小児科を診療科目とするY医院を開設していたところ、Xは、小学校6年生当時、頭痛、発熱等を訴えて、Y医院に通院し、Yの診療を受けていた。Xは、通院期間中の深夜、大量の嘔吐をし、その後も吐き気が

治まらない状態となり、その翌朝8時半ころ、Y医院でYの診療を受け、2階の処置室で700ccの点滴を受けたが、症状は改善せず、帰宅後も嘔吐が続いた。そこで、同日午後4時ころ、再びY医院でYの診療を受け、再度、2階の処置室で700ccの点滴を受けた。しかし、嘔吐は治まらず、胃液を吐くなどし、さらに、点滴の途中軽度の意識障害を疑わせる言動があり、これに不安を覚えた母親がYに診察を求めたが、Yは外来患者の診察中であったため、すぐには診察しなかった。Xは、点滴終了後の午後8時半ころ、1階の診察室でYの診察を受けたが、その際、いすに座ることができず、診察台に横になっている状態であり、午後9時ころ、母親に背負われて帰宅した。結局、Xは、帰宅後も嘔吐が続き、熱も上がり、翌朝、意識の混濁した状態で、市立病院に入院した。市立病院の医師は、直ちに頭部CTスキャン等を実施して、脳腫瘍を認め、急性脳症の可能性を疑い、脳減圧等の目的で投薬したが、Xの意識は回復せず、後に原因不明の急性脳症と診断され、Xには重篤な後遺障害が残ったというものですが、判決は、Yに高度な医療を施すことのできる適切な医療機関へ転送すべき義務があったと判示しています。